

有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、「有松地区古民家利活用事業の推進に関する連携協定書」第6条第1項の規定に基づき、連携事業者に対して補助金を交付することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「有松地区」の範囲は、有松町並み保存地区内をいう。

(補助対象業務)

第3条 補助対象業務とは、連携事業者が行う業務のうち、次の各号に該当するものを対象とする。

- (1) 古民家利活用の事業推進に係る業務

- ・ 地域会社の組織検討
- ・ 地元団体等との調整
- ・ 地元等への事業説明

- (2) 第1期事業の事業計画策定に係る業務

- ・ 現状と課題の整理
- ・ 本事業の全体方針、各物件の活用方針検討
- ・ 第1期事業に係る下記の業務
 - 物件所有者等との調整
 - 物件の調査
 - 事業スキームの検討
 - リーシングの検討
 - 資金調達の見直し
 - 改修計画の作成
 - その他本市が必要と認めたもの

- (3) 地域会社の設立に係る業務

- ・ 本事業を実施する地域会社設立のために必要な手続き
- ・ 地域会社の設立

- (4) その他本事業に必要な業務

- ・ 事業者提案のうち本市が必要と認めたもの

(補助対象経費及び補助金額等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

3 補助対象事業費に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の交付決定額とする。

4 市長は、前項の交付決定をするときは、交付決定の内容を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付申請の変更等)

第6条 交付決定を受けた申請内容を変更しようとするときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更申請書には、前条第2項により交付決定を受けた申請内容のうち変更に係る図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により変更を承認した場合は、前条第4項の規定により付した条件を変更することができる。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定を受けた後、申請を取下げるときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付申請取下げ届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(報告及び調査)

第8条 市長は、この要綱に基づく補助金の適正な執行を図るために必要があると認められるときは、連携事業者に対して補助業務に関して必要な指示をし、報告

を求め、助言し、又は調査を行うことができる。

(完了報告書)

第9条 補助業務が完了したときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金完了実績報告書(様式第6号。以下「完了報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書は、業務完了後速やかに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項に規定する完了報告書が提出されたときは、内容を審査し、補助業務の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知する。

2 前項の補助金の交付額の確定にあたっては、第3条第3号の地域会社の設立を条件とする。

(補助金の交付)

第11条 連携事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、有松地区古民家利活用事業補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付する。

(概算払等)

第12条 市長は、有松地区古民家利活用事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、交付決定額の10分の5以内の額を概算払により交付することができる。

2 概算払を受ける場合は、令和6年4月以降に有松地区古民家利活用推進事業補助金概算払交付申請書(様式第9号。以下「概算払交付申請書」という。)に理由を付して市長に提出しなければならない。

3 補助金対象経費のうち概算払いが可能な経費項目は、委託費(外注費)以外の経費とし、概算払交付申請書とともに提出時までに使用した経費が確認できる書類を添付しなければならない。

(概算払の額の確定)

第13条 市長は、前条の概算払交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、有松地区古

民家利活用推進事業補助金概算払確定通知書（様式第10号）により通知する。

（概算払の交付）

第14条 連携事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金概算払交付請求書（様式第11号。以下「概算払交付請求書」という。）により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、概算払交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付する。

3 市長は、概算払で交付された補助金についても、第10条第2項における条件が達成できなかった時には、期限を定めて、連携事業者に返還を命じるものとする。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正により補助金の交付を受けたとき。

(3) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(5) その他補助金の運用について不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知する。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めて返還を命じるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

別表 補助基準

補助対象経費		補助率	限度額
① 古民家利活用の事業推進に係る業務	人件費、旅費、会議費、謝金、印刷製本費、委託費（外注費）、その他経費	10/10	3,000 万円
② 第1期事業の事業計画策定に係る業務			
③ 地域会社の設立に係る業務			
④ その他本事業に必要な業務			

(注)

※最終的な補助金交付にあたっては、上記③における地域会社の設立を条件とする。

※対象経費に充当されるべき補助金以外の収入がある場合は、相当額を控除するものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

〒
申請者 所在地
名 称
フリガナ
代表者
生年月日 年 月 日

有松地区古民家利活用推進事業補助金交付申請書

有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、
関係書類を添えて次のとおり補助金交付の申請をします。

この申請書及び関係書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 業務実施体制
- (3) 実施スケジュール
- (4) 補助業務に要する経費内訳

※ (1)～(4)は、有松地区古民家利活用事業に係る連携事業者応募時に提出した様式4～7

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

名古屋市長



有松地区古民家利活用推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった有松地区古民家利活用推進事業補助金については、次のとおり補助金の交付を決定したので、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。

1 交付決定番号			
2 補助対象部分経費	円		
3 補助金交付決定額	円		
4 同上内訳	補助対象額	補助率	補助交付額
	備考	補助金交付の限度額は30,000千円	
5 交付の条件	<p>(1) この補助金は、申請書記載の事務内容または業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(2) 補助業務の完了後は、速やかに有松地区古民家利活用推進事業補助金完了実績報告書（別記様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 補助業務完了時まで地域会社を設立しなければならない。</p> <p>(4) この決定に基づく事業内容の変更（軽微なものを除く。）を行おうとするとき、または申請を取下げようとするときは、有松地区古民家利活用推進事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号）、または有松地区古民家利活用推進事業補助金交付申請取下げ届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p>		

（あて先）名古屋市長

〒
 申請者 所在地
 名 称
 フリガナ
 代表者

有松地区古民家利活用推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付、交付決定番号 の補助業務の内容を変更したく、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第6条第1項及び第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変 更 理 由			
2 変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
3 総 事 業 費	円	円	
4 補助対象部分経費	円	円	
5 補助金交付申請額	円	円	
6 同上変更後内訳	補助対象額	補 助 率	補助申請額

※ 当該補助事業に係る交付申請に提出した関係書類について、変更前の内容と変更後の内容とが比較対照できるよう変更前の内容を黒字で記入し、変更部分をその上に赤字で記入したものを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長



有松地区古民家利活用推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった有松地区古民家利活用推進事業補助金の変更申請については、次のとおり承認しましたので、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

1 当初交付決定年月日	年 月 日		
2 交付決定番号			
3 補助対象部分経費	円		
4 補助金交付決定額	円		
5 同 上 内 訳	補助対象額	補 助 率	補助交付額
	備 考	補助金交付の限度額は30,000千円	
6 交 付 の 条 件	(1) 交付の条件については、有松古民家利活用推進事業補助金交付決定通知書と同様とする。		

（あて先）名古屋市長

〒
申請者 所在地
名 称
フリガナ
代表者

有松地区古民家利活用推進事業補助金交付申請取下げ届

年 月 日付、交付決定いただいた補助業務について、補助金の交付申請を取下げたく、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、交付申請取下げ届を提出します。

1 交付決定年月日	年 月 日
2 交付決定番号	
3 補助金交付決定額	円
4 取 下 げ 理 由	

（あて先）名古屋市長

〒
申請者 所在地
名 称
代表者

有松地区古民家利活用推進事業補助金完了実績報告書

年 月 日付、交付決定番号 の補助業務が完了しましたので、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助業務の実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
2 総事業費	円
3 補助対象部分経費	円
4 補助金交付申請額	円

〔添付書類〕 事業報告書（別紙1）、収支決算書（別紙2）、設置した地域会社の全部事項証明書、その他

※名古屋市記入欄

検 査 調 書

検査日	年 月 日	検査結果	
検査員 職氏名		立会者 職氏名	

補助業務に要した経費内訳

(単位：円)

区分		費目	申請額	実績額	経費内訳・内容
補助 対象 経 費	1. 人件費	人件費			<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者 単価〇〇円×〇人日 ・ 担当者A 単価〇〇円×〇人日 ・ 担当者B 単価〇〇円×〇人日
	2. 事業費	旅費			
		会議費			
		謝金			
		印刷製本費			
		委託費 (外注費)			
	その他諸経費				
補助対象経費の合計			0	0	
補助対象外経費					
総事業費			0	0	

補助金交付請求額

(単位：円)

補助対象経費の合計（実績額）	補助率	補助金交付請求額（上限3,000万円）
0	×10/10	

様

名古屋市長

印

有松地区古民家利活用推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった有松地区古民家利活用推進事業補助金について、次のとおり補助金交付額が確定したので、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき通知します。

1 交付決定年月日	年 月 日		
2 交付決定番号			
3 補助対象部分経費	円		
4 補助金交付決定額	円		
5 同上内訳	補助対象額	補助率	補助交付額
	備考	補助金交付の限度額は30,000千円	

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

所在地
名 称
代表者

有松地区古民家利活用推進事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付額確定通知のあった有松地区古民家利活用推進事業補助金について、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助金請求額	金	円
内訳		
1 補助金確定額	金	円
2 補助金の既交付額	金	円
振込先	金融機関名 支店名 口座番号 普通・当座（該当を○で囲む） No. フリガナ 口座名義	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

〒
申請者 所在地
名 称
フリガナ
代表者

有松地区古民家利活用推進事業補助金概算払交付申請書

年 月 日付、交付決定番号 の補助金について、概算払で交付されるよう、有松古民家利活用推進事業補助金交付要綱第12条第2項及び第3項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定番号	
2 補助金交付決定額	円
3 概算払交付申請額	円
4 理 由	

〔添付書類〕 経費支出証拠書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

図

有松地区古民家利活用推進事業補助金概算払交付額確定通知書

年 月 日付けで概算払交付申請のあった有松地区古民家利活用推進事業補助金については、次のとおり補助金の概算払交付額が確定しましたので、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき通知します。

1 交付決定番号	
2 補助金交付決定額	円
3 概算払交付確定額	円
4 その他	業務完了時までに、地域会社の設立ができなかった場合は、概算払で交付した補助金についても返還すること。

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者 所在地
名称
代表者

有松地区古民家利活用推進事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付けで概算払交付額確定通知のあった有松地区古民家利活用推進事業補助金について、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

概算払交付請求額	円
振込先	金融機関名 支店名 口座番号 普通・当座（該当を○で囲む） No. フリガナ 口座名義

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

有松地区古民家利活用推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金は、次の理由により、交付決定を取り消すものとし、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき通知します。

1 補助金交付額	
2 取消事由	

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

有松地区古民家利活用推進事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号の通知により交付決定した補助金について、補助金の交付決定の全部又は一部を取消したので、有松地区古民家利活用推進事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 交付決定番号	
2 補助金交付額	
3 返 還 金 額	
4 返 還 期 限	
5 返 還 方 法	
6 事由及び根拠	